

ICPD25 ナイロビ・コミットメント 進捗報告

ラオス

2019年10月28日、ラオス政府は、ICPD 行動計画の完全実施を促進するため、ナイロビ・サミットに基づき7つの公約を明らかにした。ラオスは経済移行期にあるが、過去15年の間に「国家リプロダクティブ・ヘルス政策」、「国家リプロダクティブ・ヘルス母子保健(RMNCH) 統合戦略及び行動計画」、「ビジョン2030」、「国家ジェンダー平等戦略」(2016~2025年)、「第3次国家ジェンダー平等行動計画(NAPGE)」といった、保健・人口に関する重要な政策や法律を導入した。

調査方法:

ナイロビ・サミットに基づいて制定されたラオス政府の7つの公約による、ICPD 目標と持続可能な開発目標(SDGs)を前進するための同国の取り組みを理解するには、既存と新規のいずれの人口政策も重要である。最新の建設的な優先事項を含む政策に加え、2016年には、若者人口の急増(ユースバルジ)に直面しつつあることを認識し、若者、特に若い女子に影響を与える政策の指針となる「ノイ・フレームワーク」を採択し、若者への投資に関する公約を確認した。このフレームワークは、2016年に10歳になった「ノイ」という名前の少女を想定して作成されたもので、ノイの成長を追っていくことで、思春期女子に関する研究や政策を推進・指導し、効果的な介入法を打ち出すための枠組みを作ることを意図したものである。毎年、この「ノイ・フレームワーク」の下で多部門の進捗状況と取り組み方法が文書化され、ラオスの発展にとって重要な今この時期の思春期女子の利益とニーズに対応するよう、あらゆる部門の政策が調整されている。

本報告書の作成に当たり、まず、ラオスの若者関連の公約を「ノイ・フレームワーク」並びに関連政策に照らし合わせて検討し、ラオスの現行の開発計画立案において各公約が果たす具体的な役割を把握した。続いて、「RMNCH 戦略」、「国家ジェンダー平等戦略」といった、その他の関連する法令や政策について検討し、公約の詳しい内容を明らかにした。可能な限り、これまでの進捗状況を確認し、本報告書に含めた。また、それぞれの公約に関連した背景、目標、進捗状況を把握する上で、ICPD や SDGs の目標についても検討した。最後に、公約の類似性、関連性を理解・分析し、ラオスが公約を果たすための提言、及び他国が自国の公約を策定・達成するに当たり、ラオスの優良事例を活用するための提言をまとめた。

公約 1: 2030 年までに、思春期および青年期の若者、特に若い女性への投資を増やすことを約束する

「ノイ・フレームワークとノイ・エコシステムを通じて、投資を調整し、人口ボーナスから生み出される可能性のある利益を享受できるようにするとともに、継続的に年齢・性別集計データを収集・分析・活用し、誰も置き去りにしないという理念を実現するために、とりわけ移民、障がい者、高齢者を含む最弱者層のニーズに配慮した、国家目標、部門別目標、国際的開発アジェンダ及び計画の立案・モニタリングを行う。」

ラオスは、東南アジア地域で最も児童婚率が高く、20歳の女性の約4割が18歳未満で結婚している。また、思春期の出生率もアジアで最も高く、15～19歳の女性1,000人当たりの出生数は約65人となっている。また、遠隔地の女子の就学・在籍率は、中等学校までに激減する。ラオスでは女性の少なくとも半数が暴力を受けた経験があり、夫が妻を殴ることは正当性があると考えている人が多い¹。また、ラオスの思春期の若者(特に女子)は、労働市場への参入も難しい。さらに、思春期女子を対象とした介入策のための資源動員には、同じ国内でも地域格差がある。

同時に、ラオスの人口動態はユースバルジの状況になりつつあることから、適切な計画を立てて若者への戦略的な投資を行えば、人口ボーナスを享受できる機会があることが明らかである。2016年、こうした人口の動的事象、そして現在ラオスが重要な発展期にあることを認識し、政府は「ノイ」という架空の少女を設定し、それに基づいた独自の政策のフレームワークを採択した。「ノイ・フレームワーク」では、若者や若い女子への投資という分野横断的な政策テーマを打ち出している。「ノイ・エコシステム」は、「ノイ・フレームワーク」の成功に向け、重要分野を特定するための補完的なフレームワークである。そうした重要分野の例としては、啓発活動、政策アドバイス、リプロダクティブ・ヘルス(RH)の推進、女性と女子に対する暴力(VAWG)の根絶、学校を基盤とした介入策、コミュニティにおける女子の生活技能訓練、科学的根拠とデータの優先的活用などがある。具体的には、「ノイ・フレームワーク」と「ノイ・エコシステム」では、思春期女子のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス(SRH)を含む健康への投資が、あらゆる持続可能な開発目標(SDGs)とICPD目標の達成を促進することが認識されている。

児童婚の撲滅と思春期出生率の減少に関しては、それぞれの具体的な目標に加えて、多くの場合、教育の継続と結婚や出産を遅らせることには相関関係が認められることから、「ノイ・フレームワーク」では、女子教育への投資を重要視している。また、教育を受けた母親の方が子ども

¹ 『The Noi Framework: An Adolescent Girl Situation Analysis Framework』(ノイ・フレームワーク：思春期女子の状況分析フレームワーク)、国立公衆衛生研究所(NIOPH)、プラン・インターナショナル、国連人口基金(UNFPA)、p.2-3。

の健康状態が良く、母親自身も良い仕事に就くことができ、自分と子どもの健康と幸福を守るための知識を身につけている。しかし、「ノイ・フレームワーク」の重要な点は、具体的な問題の提示やテーマ設定を行っているだけでなく、それが思春期の女子に関する ICPD 目標や SDGs の進捗状況のモニタリングや追跡調査するためのベースラインとして機能している点にある。また、「ノイ・フレームワーク」は、思春期女子に関連したプログラムの包括的な立案と介入を行うことを奨励するとともに、他部門でもノイを代表とするあらゆる思春期女子に対する影響を考慮した上で、プログラムを立案し、介入することを奨励している。

ラオスは、今後数年の間に、「若者法」や「若者政策」など、思春期女子に影響を与える重要な政策の採択を目指し、それによって若者及び思春期女子への投資という公約の実現を推進する。「国家リプロダクティブ・ヘルス母子保健 (RMNCH) 統合戦略及び行動計画」は、2025 年に終了予定であるが、改正に当たっては、「ノイ・フレームワーク」を考慮し、思春期の若者が特有の対象として盛り込まれる可能性がある。思春期の若者の健康に関する具体的な政策は、多くの場合、思春期の健康、とりわけ SRH の推進と変化をもたらす。そうした政策の策定は、「ノイ・フレームワーク」やこの公約と並んで、思春期女子の健康と福祉を促進するという側面も持つ。「女性の保護と人材開発法」や「児童の権利と利益保護法」を改正する場合には、思春期女子に関連する課題に具体的に対処できるよう、「ノイ・フレームワーク」を視野に入れて改正されることになる。また現在、分野横断的に政策と開発を推進するため重要な国家文書である「第 9 次国家社会経済開発 5 年計画」策定の最終段階にあり、このプロセスにおいても、「ノイ・フレームワーク」を用いて、思春期女子に関連する問題に重点が置かれることが考えられる。

公約 2: 2030 年までに「国家若者政策」及び「若者法」の採択・実施を約束する

「思春期及び青年期の若者の健康、教育、雇用、社会的保護、及び社会参加を改善するための適切な法律や革新的な政策を盛り込んだ国家若者政策及び若者法を採択・実施することを約束する。」

ラオスは、若者に焦点を当てた分野横断的政策に沿って、2030 年までに「国家若者政策」及び「若者法」を採択することを約束する。2013 年、ラオス人民革命青年同盟 (LPRYU) を支援する法律が成立したが、LPRYU は政治的組織であり、SRH、教育、雇用といった若者の人材開発に関する課題の特定や、支援を目的とした団体ではない。しかし、ラオスの場合、国内の若者のほぼ 100% が国内の主要な若者組織の一つに所属していることから、「第 8 次国家社会経済開発 5 年計画」の優先事項に沿って、LPRYU をはじめとする若者組織を活用することで、重要な情報やリソースを思春期の若者に届ける。

「若者政策」は、若者のニーズや利益を代表するものとなるよう、ラオス全土の若者や若者組織と数年にわたり協議を重ね、包括的に策定された。一般に若者政策と言えば、決定プロセスへの若者の参画が重要なテーマの一つとなるが、ラオスの場合、若者の参加を通じてこの政策が練り上げられてきたことは非常に意義深い。「若者法」及び「若者政策」の採択という、この公約を遂行するに当たっては、若者の参加に加えて、SRH、教育、雇用の分野における思春期の若者特有のニーズを反映させることが、これらの法と政策の有効性と妥当性を確保する上で不可欠である。「ノイ・エコシステム」に明記されている優先分野の多くは、「若者法」及び「若者政策」の立案・実施の枠組みにもなり得るものであり、科学的根拠とデータに裏付けられた政策と啓発活動に対する支援、RH 及び生活技能の獲得、教育の推進、VAWG の根絶などが含まれる。

公約 3:2030 年までに、包括的性教育(CSE)を全国の学校教育課程に完全統合する

「初等・中等教育、技術・職業教育訓練機関において、年齢に応じてカリキュラムに基づいた形で、CSE を全国の学校教育課程に完全統合することを約束する。」

2001 年以降、ラオスでは性教育が何らかの形で行われており、当初は主に HIV/AIDS の予防に焦点が当てられていた²。また、2010 年までには、全国の中等教育学校の約 4 分の 3 で、生活技能課程として性教育が実施されるようになった。しかし、教師の研修不足、CSE のコースや授業時間数が不十分なことなど、質の問題や実施上の課題などから、性教育の取り組みは当初期待していたほど効果は上がらなかった³。「児童の権利と利益保護法」第 3 条は、全ての子どもが「本人の年齢や発達の段階に応じた情報を入手し、学ぶ権利を持つ」ことを定めている。また、同法第 13 条では、国が子どもに健康に関する情報を与えることを義務付けている。ラオスでは、子どもたちに性教育を提供する取り組みを進める上で、全国の学校のカリキュラムに CSE を完全に組み入れることを約束している。そのためには教師の研修とともに、学校での CSE 提供に向けた継続的な政治的支援が必要である。

「国家リプロダクティブ・ヘルス母子保健(RMNCH)統合戦略及び行動計画」(2016~2025 年)には、思春期の若者に特化した重点事項はないが、ラオスが 2030 年までに CSE を実施するという公約の実現に向けて、指針が記されている。例えば、戦略目標 1.2 は、若者のための RH に関する情報とサービスの拡充を求めている。具体的に言えば、同計画では、この重要な情報を若者に広めるための主要な手段として、初等・中等教育のカリキュラムに CSE を組み入れることが明記されているとともに、若者向け SRH を利用可能にし、CSE の改善に向けた取り組み

² 『Youth Sexual and Reproductive Health Situation and Programmes in Laos: Challenges and Some Recommendations』 (ラオスにおける若者の SRH の状況とプログラム：課題と提言)、アジア太平洋女性資料研究センター (2011 年)、p.2。

³ 『Comprehensive Sexuality Education: The Way Forward』 (包括的性教育：進むべき道)、アジア太平洋女性資料研究センター (2017 年)、p.2。

を補完することを求めている。CSE や若者向けサービスの利用に向けた支援は、今度採択される「若者政策」においても、「ノイ・エコシステム」の提言に従って盛り込まれるだろう。15 年前に採択された「国家リプロダクティブ・ヘルス政策」には、思春期の若者に対する具体的な支援策が含まれていないことから、思春期の若者の CSE に対するニーズにより適切に対応し、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (SRHR) の保護がさらに強化されるよう、「ノイ・フレームワーク」及び「ノイ・エコシステム」と整合性をもって改正されると考えられる。

公約 4:2030 年までにジェンダーに基づく暴力 (GBV) と有害な慣習を根絶する

「女性に対する暴力 (VAW) 防止・根絶のための国家行動計画改定版 (2021~2025 年)、並びに GBV の被害女性・女子のための必須サービス・パッケージの導入による同計画の実施により、GBV 及び児童婚をはじめとする有害な慣習に終止符を打つことを約束する。」

前述のように、ラオスは、東南アジア諸国の中で児童婚率が最も高く、20 歳の女性の 4 割近くが 18 歳未満で結婚したと報告されている。さらに、ラオスでは女性の少なくとも半数が何らかの暴力を受けた経験がある。「家族法」(2008 年)では、法定婚姻年齢は 18 歳とされているが、この規定の施行は改善を要する。「女性と子どもに対する暴力 (VAWC) 防止・根絶のための国家行動計画」(2016~2020 年)は、児童婚や強制結婚は、身体的、精神的、性的暴力と並んで女性に対する暴力の一形態であると認めている。また、この行動計画では、子どもに対する暴力の具体的な形態や、それが女性への暴力とどのように異なるか、または類似しているかについても詳しく説明している。そして、「関連する政策や法律の見直し」、「VAWC の防止」、「VAWC への対応」という、3 つの具体的な行動分野に焦点を当てている。

ナイロビ・サミットに関連して、ラオス政府が表明した GBV と有害な慣習に関するこの公約は、「ノイ・フレームワーク」の下で若者、特に思春期女子を重点分野とする方針に沿ったものである。児童婚と有害な慣習は、思春期女子に影響を与えるものであり、ラオス国は来年までに採択される予定の新しい「女性に対する暴力 (VAW) 防止・根絶のための国家行動計画」において、これらの問題に具体的に取り組むことを約束している。また、「ノイ・エコシステム」も、女性と女子に対する暴力 (VAWG) の根絶を優先分野として強調し、次の点を指摘している。(1) VAWG の根絶に不可欠な必須サービス・パッケージの導入・支援の重要性、(2) VAWG 根絶に向けた男性と男子の参加の推進、(3) 女性と女子のための安全な場所の確保。こうした「ノイ・エコシステム」の 3 つのカギとなる政策指針は、今回のナイロビ・サミットの公約に続く、新たな EVAW (女性に対する暴力の根絶) のための国家行動計画策定の指針となるものである。「国家ジェンダー平等行動計画」(2016~2020 年)のプログラム 4 は、VAW への対応に関連したものであり、地方レベルにおける VAW 対策支援の予算を組み込む必要性、及び VAW 対策改善に向けた法執行機関 (警察) の訓練の必要性を提起している。これらの優先事項は、来年採択される

ジェンダー平等とEVAWのための新しい国家行動計画に引き継がれる可能性があるとともに、思春期女子に影響を与える特定の種類のVAW、すなわち児童婚やその他の有害な慣習にも適用されるだろう。

公約 5: 2030年までに思春期女子の家族計画に対する満たされていないニーズを解消することを約束する

「資源配分を増やし、SRH 情報や家族計画サービスなど若者向けの質の高いサービスを、人道的対策のみならず、国内全ての女性、男性、未婚の若者に拡大することを約束する。2025年までに 15～19 歳の若年層の近代的避妊法実行率を 45%に引き上げることを目指す (RMNCAH 戦略)。」

家族計画ための資源動員と情報提供を改善するという公約の策定に当たり、望まない妊娠を防ぐために必要な人的・財政的資源を拡大し、また情報提供を改善するために、思春期女子に焦点を当てている。この家族計画に焦点を当てた取り組みは、「女子の就学期間を延ばし、ラオスの多くの女子が直面している貧困の連鎖を断ち切る」という、「ノイ・フレームワーク」の目標に沿っている。推定では、既婚・未婚を問わず女性の約 54%が避妊法を使用している(そのうち 41%が近代的避妊法を使用している)。ラオスで実施された前回の人口動態保健調査によれば、思春期の既婚者で避妊法を使用していたのは、わずか 26%だった。ラオスでは思春期の出生率も高く(1,000 人当たり 65 人)、中でも農村部、低学歴、低所得者層の若者が最も高くなっている⁴。最新の推計では、思春期の出生率に確かに改善が見られ、「現行の RMNCH 戦略の終了までに、思春期の若者の避妊実行普及率を 45%に改善する」という具体的かつ野心的な目標設定は、他の多くの保健政策・戦略が策定・改定される上で、思春期の避妊法使用の問題に焦点を当てることになるであろう。

「ノイ・フレームワーク」は、家族計画の重要性と、CSE や思春期向け保健医療サービスの推進を関連付けている。というのも、こうしたサービスなくして、思春期女子が実際に家族計画機材を入手するのは難しいためである。また、「国家リプロダクティブ・ヘルス母子保健(RMNCH)統合戦略及び行動計画」も、CSE を強化し、初等・中等教育のいずれでも CSE が実施されることを求めている。さらに、この戦略では、思春期向け保健医療サービスの向上を優先し、サービスの利用しやすさを改善するだけでなく、管理改善によるサービスの質の向上にも具体的な注意を払っている。多くの国が、思春期の若者の家族計画機材や情報の入手に関して課題に直面している中で、CSE のカリキュラムや思春期向け保健医療サービスを通じて家族計画の利用を

⁴ 『National Strategy and Action Plan for Integrated Services for Reproductive, Maternal, Newborn and Child Health 2016-2025』(国家リプロダクティブ・ヘルス母子保健 (RMNCH) 統合戦略及び行動計画 (2016～2025 年))、p.2。

奨励する政策を打ち出すこと、そして思春期向けのサービスと教育の質を確保することが、思春期の高出生率対策には不可欠である。

公約 6: 2030 年までに妊産婦死亡を根絶することを約束する

「質の高いヘルスケアに関する戦略・政策、並びにリプロダクティブ・ヘルス・母子保健・思春期保健(RMNCAH)戦略及び政策を通じ、必要な時に、負担可能な費用で、質の高い保健医療サービスが確実に受けられるようにする。そして保健医療分野の改革、特に医療従事者の数と能力の面での人材育成を加速させる。貧困撲滅を目指し、UHC の実現に向けて、保健分野への資金調達と連動して沿ってガバナンスと総合的保健情報システムを改善する。RMNCAH 戦略に盛り込まれているように、2025 年までに、訓練を受けた熟練分娩介助者(SBA)の立会いによる出産の割合を 90%に引き上げ、保健医療施設での分娩を 70%まで増やし、近代的避妊法実行率を 70%まで上げる。また、同じく 2025 年までに、全ての保健センターに少なくとも 1 人の助産師を配置する。」

ラオスの妊産婦死亡率は、2000 年には出生 10 万人当たり 544 人から、2017 年には 185 人へと大幅に減少している。しかし、妊産婦死亡の主因は、産後出血、妊娠中毒症、敗血症、危険な中絶となっている。「第 8 次国家社会経済開発計画」では、妊産婦死亡率に関して、「予防可能な妊産婦死亡を根絶する」というラオスの目標を達成する上で、具体的な課題が特定された。例えば、熟練分娩介助者立会いの下での出産率が低いこと、産前検診率が低いこと、避妊実行率が低いこと、予防接種率が低いことなどである。妊産婦死亡のこうした原因は、上記の公約に反映されている。また、第 8 次計画では、農村部で出産する妊産婦や、教育水準の低い妊産婦は、リスクが高いことが指摘されている。ラオスでは帝王切開率も非常に低く、帝王切開手術を受けられていたら救えた命があったことが伺われる⁵。

ラオス政府は公約の中で、妊産婦死亡率を減らすために、以下の具体的なアプローチを定めている。(1)ケアの質の向上、(2)ケアの利用しやすさの改善、(3)保健医療分野の改革の加速(具体的には、人材の確保と技能向上への投資)、(4)保健医療分野のガバナンスの改善、(5)利用できる財政に応じた保健情報システムの改善、(6)UHC に向けた取り組みの継続、(7)熟練分娩介助者立会いの下での出産数、保健医療機関での出産数、避妊法実行率の増加、助産サービスの強化に向けた具体的な数値目標の設定。この公約の中で、ラオスは、妊産婦死亡率低下に向けた短期行動計画について詳しく説明している。「国家リプロダクティブ・ヘルス母子保健(RMNCH)統合戦略及び行動計画」では、特に妊産婦死亡の検証制度を改善することによって、妊産婦死亡を根絶するといった、実践的アプローチも明記されている。RMNCH

⁵ 『8th National Five-Year Socio-Economic Development Plan (2016-2020)』 (第 8 次国家社会経済開発 5 力年計画 (2016 年~2020 年))、p.52。

戦略は、より具体的な管理方針・手順、研修、技術力の向上を通じた妊産婦死亡症例の検証制度の立案・実施、また改善について詳しく説明している⁶。妊産婦死亡率に関する公約には、UHC の優先、保健医療制度全体の構造改善という制度的公約に加えて、妊産婦死亡の主因（熟練した分娩介助者の不在、在宅分娩、家族計画の欠如）についての具体的な数値目標が盛り込まれている。

公約 7: 第 9 次国家社会経済開発計画において人口データを活用する

「人口動態に関するラオス 2030 年調査を基に、人口の新たなニーズに確実に対応することを約束する。」

「第 9 次国家社会経済開発計画」(2021～2025 年)の準備段階において、国勢調査で収集されたデータに基づいて、この計画の分析と提言を行うという重要な公約を打ち出した。「ラオス 2030 調査」は 2019 年 9 月に開始し、今後のユースバルジを活用するための政策と開発の推進を目的としている。また、この調査を通じて収集したデータを活用することで、後発開発途上国 (LDC) から脱却し、また質が高く、目的別に細かく分類された人口データを収集する上での国家のさらなる能力向上に資することが期待されている⁷。このデータ重視の取り組みは、ICPD 目標と SDGs の達成に向けた政策手法から得られた重要な教訓である。質の高いデータがあれば、政策や法律を国民のニーズに合わせて慎重に設計し、効果的に実施し、その実施プロセス全体を通じた有効性のモニタリングが可能となる。ラオスの主な人口政策や国家政策・戦略は、その多くが今後数年の間に改正・更新されることから、このデータ重視の取り組みは今後の成功の土台となるだろう。

提言:

1. 若者・思春期女子を分野横断的な政策テーマにする

国の発展にとって重要なこの時期、ナイロビ・サミットに基づく公約の中で、若者の問題を優先事項とした。またこの公約は、思春期の女子が特有の課題に直面しており、法と政策による具体的対応を必要としているという認識を示している。「ノイ・フレームワーク」の採択により、若者

⁶ 『National Strategy and Action Plan for Integrated Services for Reproductive, Maternal, Newborn and Child Health 2016-2025』(国家リプロダクティブ・ヘルス母子保健 (RMNCH) 統合戦略及び・行動計画 (2016～2025 年))、P.32。

⁷ 「Government, UNFPA Launch Lao PDR 2030 Study」(政府、UNFPA はラオス 2030 年調査を開始) 2019 年 9 月 18 日、Lao News Agency (国営パテト・ラオ通信) <http://kpl.gov.la/En/Detail.aspx?id=48248>。

及び思春期女子への投資が、政策と開発を推進するための分野横断的テーマとして位置付けられた。

2. 若者法と若者政策によって若者の人材開発と福祉のための優先事項を定める

数年にわたり、国を挙げての参加型プロセスにより、「若者法」と「若者政策」の策定に取り組んでいる。若者の参加を得て策定することは、若者に関するあらゆる政策や介入の方向性を定め、人口ボーナスの恩恵を享受する上で重要であるとの認識に基づいている。

3. 思春期の健康に利する包括的性教育 (CSE)、思春期向け保健医療サービス (AFHS)、家族計画

ラオス政府の公約は、CSE、AFHS、若者が避妊手段を利用できるようになることが重要であるとの国の考えを示すものである。「ノイ・フレームワーク」は、思春期の健康と福祉のためのあらゆる取り組みに、こうした介入や手法が不可欠であることを再確認している。こうした手法は全て科学的根拠で裏付けられたものであり、政策の転換も科学的根拠を踏まえた上で行われている。これらに加え、思春期の SRH に関連する政策やプログラムを実施するためには、強い政治的意志が必要である。

4. 思春期女子に対する有害な慣習の影響を認識する

国内の多くの若い女性が、今なお GBV や児童婚などの有害な慣習による暴力の脅威に晒されていることを認識し、こうした問題への対応策を、今度新たに策定する「女性に対する暴力 (VAW) 防止・根絶のための国家行動計画」に盛り込むことを約束している。また、他の政策文書でも、こうした VAW や有害な慣習の根絶のための政策の執行・実施に最も関与する地方レベルにおいて、予算措置を行うことが重要であると認識している。

5. 保健医療制度を強化し、妊産婦死亡の原因に対処する

妊産婦死亡の検証制度の強化、熟練した分娩介助者立会いでの出産及び保健医療機関での出産の増加、家族計画に対するニーズの充足といった具体的な目標に加えて、予防可能な妊産婦死亡を根絶するためには、保健医療制度全体を強化することが重要であると認識している。ケアの利用しやすさと、その質の向上、医療従事者の人材増員と技能強化、保健医療部門のガバナンスの向上、保健医療情報システムの改善、及び UHC の達成はいずれも、妊産婦死亡をゼロにするための取り組みの一環である。

6. 人口政策の策定において質の高いデータを重視する

効果的な法律や政策は、正確で、質が高く、目的別に細かく分類されたデータに基づいて策定される。「第9次国家社会経済開発計画」の策定においても、質の高い人口データの収集・分析・活用を行うことを約束している。この計画は、国の基礎となる政策文書の一つであることから、この計画が正確で質の高いデータに基づいて策定されることで、他の国家政策、戦略、計画もデータとの整合性が確保され、国の野心的な開発目標を達成する上で、より効果を発揮することになる。